

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標 (A)

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水)

当町のハザードマップによると、栗山川水系の栗山川、多古橋川、借当川について想定し得る最大の降雨（栗山川流域の24時間総雨量615.1mm）により、局地的には最大で10mの浸水が予想されているが、その大部分は水田である。住宅地や商業地では、浸水が想定される区域でも概ね0.5m未満と予測されている。商工業者への影響としては、事業所や設備の浸水被害による事業活動の停止に加え、道路冠水等による物流機能の停滞や取引先との商取引への支障が発生する恐れがある。また、復旧の長期化により売上減少や資金繰り悪化などの間接的な影響が生じる可能性がある。

(土砂災害)

多古町地域防災計画によると、町内には土砂災害の恐れがある区域として158区域（いずれも急傾斜地の崩壊）が指定されており、そのうち157区域は、土砂災害特別計画区域に指定されている。土砂災害警戒区域は河川沿いの平地と、それを取り囲む北総台地の境界付近に多く見られるほか、台地面を刻む谷の周辺にも分布する。商工業者への影響としては、土砂崩れによる道路の寸断や通行規制に伴い、商品・資材の搬入や顧客の来訪が困難となることが想定される。また、復旧までの長期化により営業機会の損失や売上減少が発生し、事業継続や資金繰りに影響を及ぼす恐れがある。

(地震)

多古町地域防災計画においては、千葉県が想定する地震のうち本町の被害が最大と予測されるのは千葉県西部直下型地震であるとしている。その震度は町域北部の谷三倉から本三倉にかけての一部の地域においては震度6強、町の中心部を北東―南西に結ぶ線より西側の多くで震度6弱となっている。その他は震度5強であるが、栗山川沿いの一体では震度6弱となる。その際、町内全域で全壊約210棟、圧潰約10棟、半壊約830棟、負傷者約110人、重傷者約10人の被害が発生すると予測されている。商工業者への影響としては、建物や設備の損壊による事業活動の停止が想定される。また、復旧・事業再開に多額の費用を要するほか、取引先の被災や消費活動の停滞等により、販路縮小や売上減少などの間接的な影響が生じる恐れがある。

(その他)

令和元年台風15号では、暴風の影響で町内各所において倒木による電柱、電線等が破損し、広範囲で長期にわたる停電が発生した。停電の長期化に伴い、断水や通信障害が発生し、業務用設備の稼働停止や事業活動の停滞による経済的損失が拡大した。商工業者への影響としては、停電や通信障害の長期化により、受発注業務や決済機能に支障が生じるほか、冷蔵・冷凍設備の停止による商品ロスや生産活動の停止が発生する恐れがある。また、物流の停滞や取引先の

事業停止等により、原材料や商品の調達が困難となるほか、取引機会の喪失や売上減少などの間接的な影響が生じる可能性がある。

(2) 地区内の商工業者の状況

- ・商工事業者数 660人 (出典：令和6年経済センサス活動調査)
- ・小規模事業者数 519人 (出典：令和6年経済センサス活動調査)

(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は13人)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力 強化に取り組んで いる者)	備考 (事業所の立地状況等)
商工 業者	建設業	111	103 (3)	町内に広く分散している
	製造業	59	36 (1)	工業団地を中心に町内に点在している
	卸売業	42	26 (1)	町内に広く点在している
	小売業	136	106 (2)	町内に広く点在している
	飲食・宿泊業	52	48	町内に広く点在している
	サービス業	147	114 (5)	町内に広く分散している
	その他	113	86 (1)	町内に広く分散している
	合 計	660	519 (13)	

(3) これまでの取組

(1) 当町の取組

①多古町地域防災計画の策定

当町では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第4条の規定に基づき、自助・共助・公助それぞれの主体が連携し、さらに全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、「多古町地域防災計画」を策定している。計画は、総則編、震災編、附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画、風水害編、大規模事故編及び資料編で構成されており、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本町の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするため、令和7年2月に修正を行った。

②防災訓練の実施

当町では、各種災害から町民の生命・財産を守るため、町民の防災意識の高揚に資するため、また、過去の大規模災害の教訓から、地域コミュニティの絆による「自助」・「共助」の精神を醸成し、地域防災力の向上を図るため、毎年防災訓練を実施している。

③備蓄体制の整備

(ア) 公的備蓄の整備

当町では、災害への備えとして計画的に備蓄品の整備を行っており、災害が起きてから救援物資が届くまでの間、避難者にとって必要不可欠な食糧や飲料水、衛生用品、避難所備品などを備蓄している。

(イ) 家庭内備蓄の推進

当町では、各家庭や事業所等における備蓄について、ローリングストックを活用した備蓄や非常用持出品の準備など、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を図っている。

④自主防災体制の強化

当町では、災害時に地域の繋がりにより、住民が協力し自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織の設置促進や活性化を図っており、防災資機材の補助などの支援を行っている。なお、組織設立数は町内 53 行政区のうち、39 行政区である。

⑤多古町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

平成 26 年 4 月に策定した多古町新型インフルエンザ等対策行動計画を令和 8 年 4 月に改定した。

2) 当会の取組

- ・多古町が提供するハザードマップを活用し、巡回や窓口相談などを通じて自然災害等のリスクの周知を行った。
- ・令和 3 年度及び 4 年度に事業継続力強化計画に関するセミナーを開催し、国の施策や計画策定の必要性について啓発を行うとともに、自然災害等に備えたリスク対策や各種保険の活用についても周知を図った。
- ・事業継続力強化計画に関する各種施策について、全会員に対し会報等を通じて周知を行った。
- ・高齢事業者などの要配慮者に配慮した事例などの説明を行い、事業継続力強化計画の普及啓発に努めた。
- ・千葉県火災共済協同組合と連携し、巡回指導や経営相談時に各種共済・損害保険制度の情報提供を行った。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

令和 5 年度の実績

・町内小規模事業者に対しての事業者 BCP の策定指導	20 者
・BCP (事業継続計画)に関する各種施策の周知	30 者
・千葉県火災共済損保会社と連携した損害保険への加入促進	15 者

2 本計画の策定及び実行にあたっての、当会の課題と対策

【課題】

- ・当町の地域防災計画では「総則編 第 3 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」の中に商工会が対応する事項として「町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協

力」・「救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん」・「融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力」・「災害時における物価安定への協力」が掲げられており、近年の災害多発化を踏まえると、被災事業者の早期復旧及び地域経済への影響軽減に向け、情報共有や関係機関との連携体制強化が必要となっている。

- ・町内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況を把握できていない。
- ・災害に関する平時・緊急時の対応（各種共済・損害保険や事業継続計画の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

【対策】

- ・多古町関係部署と年1回以上打ち合わせを行い、災害リスクや支援施策に関する情報共有を行うとともに、災害発生時の連絡体制及び支援内容について確認を行う。また、災害発生時には被害状況調査や支援施策の周知等について連携を図る。
- ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省ホームページに掲載されている事業継続力強化計画認定事業者一覧の確認に加え、巡回指導や窓口相談等の各種支援活動を通じて把握する。
- ・災害対応、事業継続力強化計画策定支援、各種共済・損害保険制度等に関する知識向上を図るため、国・県・千葉県商工会連合会等が実施する研修や情報提供を活用し、職員の知識習得に努める。また、必要に応じて関係機関や専門家と連携しながら策定支援を行う。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害等のリスク及び事前対策の必要性について周知を行う。
- ・各地区の小規模事業者の事業継続力向上を図ることで、災害発生時における事業活動の継続及び早期復旧を促進し、地域経済及びサプライチェーンへの影響軽減につなげる。
- ・災害発生時における事業活動の継続及び早期復旧に向けた取り組みとして、各種共済・損害保険制度及び公的融資制度等のリスクファイナンスの取り組みを促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①小規模事業者に対し、事業継続力強化制度の周知を年50者以上に対して実施する。
- ②事業継続力強化に関するセミナー又は説明会を2年に1回以上実施する。
- ③多古町全体の事業継続力強化計画の策定率を令和13年3月末時点で5%
(現状：令和8年6月時点で2.5%)
- ④当会で管理した計画期間終了1年前の事業者へ更新及び制度周知を実施する。
- ⑤各種共済・損害保険制度及び公的融資制度等によるリスクファイナンスに関する情報提供を年10者以上に実施する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間（B）

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年10月1日～令和13年3月31日

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・巡回指導や窓口相談時等において、中小企業庁が公表する「事業継続力強化計画認定事業者一覧」等を活用し、地区内小規模事業者の事業継続力強化計画の認定状況及び取り組み状況の把握に努める。
- ・事業継続力強化計画の更新時期を管理し、更新案内等を通じて継続的な取り組み状況の確認を行う。

(2) 小規模事業者に対する注意喚起、被害軽減・対策の普及啓発、各種制度の情報提供

- ・町のハザードマップ、J-SHIS Map 等を活用した自然災害による具体的なリスクと軽減する対策や取り組みについての説明を行う。
- ・メールやSNS等も活用し、国・県等の支援施策、防災・減災対策、損害保険制度及び事業継続に関する取り組み事例等について情報発信を行う。
- ・会報などで災害時などによる経営環境変化に備えた資金繰り支援策の周知を行い、事業継続に向けた金融支援施策についての情報発信を行う。
- ・必要に応じ、専門家やセミナー等を活用し、事業継続力強化計画の必要性について普及啓発を行うとともに、計画策定に向けた支援・助言を行う。

(3) 事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップ

- ・多古町や各地区で実施する防災訓練への参加を促す。
- ・計画期間終了後に更新未実施となっている事業者に対し、再申請及び計画見直しに関する情報提供等を行い、継続的な計画策定を促す。
- ・（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業などの事業継続力強化計画の見直しを促進するための情報を提供する。
- ・必要に応じて、専門家相談窓口や専門家派遣制度等を活用し、訓練の結果を反映させた内容など事業継続力強化計画の体制構築の見直しや継続的な取り組みに関する助言を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・地区内の事業者等の事業継続力強化に関する好事例の情報提供を行う。
- ・同地域・同業種事業者との情報共有や相互協力体制の構築について提案し、事業者間連携の促進を図る。

(5) 関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、小規模事業者に対する損害保険制度等に関する情報提供及び必要に応じた個別相談対応を行う。
- ②関係機関と連携し、協力が可能な範囲でハザードマップ、防災・減災対策、損害保険制度等に関するポスター掲示及びパンフレット設置等による普及啓発を行う。
- ③災害発生時において、被災した小規模事業者に対する資金繰り支援が円滑に行われるよう、金融機関等の関係機関と連携を図る。

④災害発生時において、被災した小規模事業者の事業再開及び設備復旧等が円滑に行われるよう、建設・設備等の関係団体との情報共有及び連携体制の構築に努める。

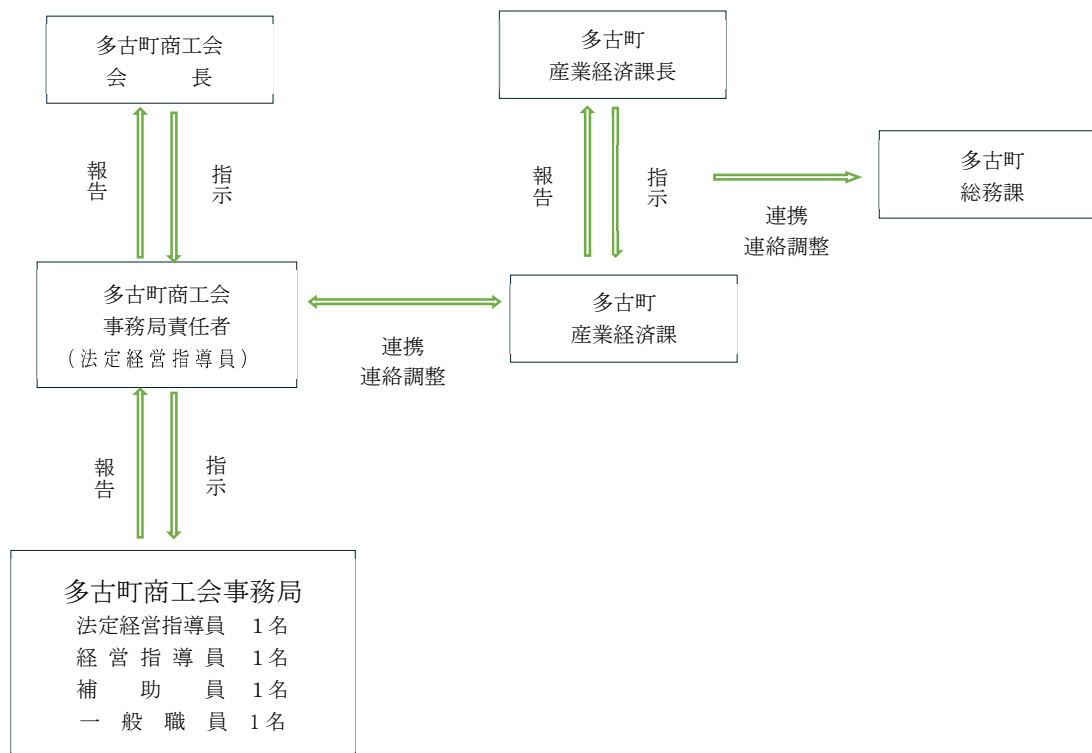
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 6 月現在)

1 実施体制 (※商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(1) 関係市町村との連携体制

- ・多古町関係部署と災害時の支援施策や被害状況把握等に関する情報共有を行うとともに、必要に応じて支援体制の見直しを行う。また、災害発生時には、被害状況調査や支援制度周知等について連携を図る。なお、支援体制については年 1 回以上打ち合わせを行う。

(2) 商工会又は商工会議所の実施体制

- ・経営指導員等が連携し、巡回指導や窓口相談等の様々な支援を通じて、事業継続力強化計画に関する周知、策定支援及びフォローアップを行う。
- ・必要に応じ、専門家相談窓口や専門家派遣制度等を活用し、事業継続力強化計画の策定、見直し等に関する支援を行う。

(3) 定量的に実施状況を把握し評価を行う仕組み

- ・別紙 1 の目標（その他参考となる指標）の実施状況を定量的に把握し評価を行う。その結果を多古町や関係機関など打ち合わせするとともに、次年度の支援内容の検討を行う。
- ・実施状況は、次の方法で、毎年度 3 月末までに、前年度分を把握する。

目標（その他の指標）	把握する方法
①小規模事業者に対し、事業継続力強化計画制度の周知	巡回指導など会員への周知した件数の記録媒体より集計する。
②事業継続力強化に関するセミナー又は説明会を実施	
③事業者事業継続力強化計画の策定・見直し支援件数	経営カルテや支援実績証明書等から集計する。
④多古町全体の事業継続力強化計画の策定率	アンケート、巡回指導等での確認の積み上げ、中小企業庁その他行政機関等の公表資料による集計する。
⑤当会で管理した計画期間終了1年前の事業者へ更新及び制度周知	巡回指導など会員への周知した件数の記録媒体から集計する。
⑥各種共済・損害保険制度及び公的融資制度等によるリスクファイナンスに関する情報提供	巡回指導など会員への周知した件数の記録媒体から集計する。

（４）経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・災害対応、事業継続力強化計画策定支援、各種共済・損害保険制度等に関する知識向上を図るため、国・県・千葉県商工会連合会等が実施する研修や情報提供を活用し、職員の知識習得に努める。

（５）広域的な支援体制

- ・大規模災害等の発生時において、被害状況把握及び支援施策周知等が円滑に行えるよう、千葉県商工会連合会、近隣商工会及び関係機関等との連携を図る。
- ・広域的な災害発生時には、関係機関等との情報共有及び連携を行い、小規模事業者支援に努める。

２ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

（１）当該経営指導員の氏名

経営指導員 愛甲 球磨

（２）当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画の取り組み実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

３ 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

（１）商工会／商工会議所

多古町商工会
〒２８９－２２４１ 千葉県香取郡多古町多古２５０８番地１

TEL 0479-76-2206 Fax 0479-76-2224

E-mail : post@tako.or.jp

(2) 関係市町村

多古町役場 産業経済課

〒289-2241 千葉県香取郡多古町多古584番地

TEL 0479-76-5404 Fax 0479-76-7144

E-mail : t-sangyoukeizai@town.tako.chiba.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	350	250	350	250	350
BCP策定講習会 (個別相談会費用)	100		100		100
(専門家謝金 等)	100	100	100	100	100
(通信費 等)	50	50	50	50	50
防災備品購入費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。